

画像資料の貸出について

中山道みたけ館所蔵画像（太平記三十六番相撲 第廿八之番ヒ 可児才蔵）貸出規約

趣旨・目的

御嵩町の古刹「大寺山願興寺」に伝わる寺伝『大寺記』によれば、戦国最強の武将と称される「可児才蔵」は、この願興寺で生まれ、幼少期を過ごしたと記されています。現在、御嵩町ではこの当町ゆかりの戦国武将「可児才蔵」について検証をおこなうとともに、周知をはかる様々な取り組みを行っています

その一環として、御嵩町（中山道みたけ館）が所蔵する錦絵画像を活用し広く周知を行うことで、その知名度の向上をはかるとともに、地域おこし、地域活動の盛り上げに資することを目的におこなうものです

貸出媒体

1. 原則としてデジタルデータ（メール）での貸出となります

申請手順

1. 当館まで電話またはメール、ファックスでご連絡ください
2. 郵送またはメール、ファックスで画像資料を利用する目的等を明記した企画書を提出ください
3. 企画書の審査後、電話またはメールで利用許可の連絡をします
4. 申請者宛てに許可証を郵送するとともに、画像データをお送りします（メール）
5. 利用終了後、速やかに画像データを破棄してください（成果物完成後1ヶ月以内）
6. 成果物の提出をお願いします

提出書類

1. 申請書
2. 企画書1部（任意の様式）
3. 成果物2部（画像利用後、成果物が完成しましたらお送りください）
4. 再放送の報告（テレビ番組の場合）

利用の範囲

1. 御嵩町とタイアップし、可児才蔵の知名度をあげる内容と認められる場合
2. 地域おこし、地域活動等の公共性があり、公序良俗に反する内容でないとして認められる場合

3. 国・地方公共団体が公共性の高い事業に利用する場合
4. 学術研究目的で利用する場合

許可条件

1. 利用画像の近いところに資料名（太平記三十六番相撲 第廿八之番ヒ 可児才蔵）と所蔵館名（中山道みたけ館）を記載すること
2. 当該画像を許可された目的以外に使用しないこと（再録、再放送等による再使用については別途申請が必要です）
3. 画像データは適正に管理し、二次利用を行わないこと

利用料

1. 無料

留意事項

1. 企画内容については貸出が許可されない場合もあります
2. 画像を掲載する媒体 1 点ごとに 1 部の申請書が必要です
3. 書類に不備があった場合、許可されないことがありますのでご注意ください
4. 画像を処理する際の生成物は、利用終了後破棄してください
5. 作品のトリミングなどの加工や編集については、作品本来の品位を損なうことのないよう配慮してください
6. 申請した利用目的以外に画像を使用しないでください。万一目的外の使用が発覚した場合、利用許可を取り消し、利用を差し止めます。万一、御嵩町の名誉を棄損する行為等が認められた場合は、損害賠償を請求することがあります
7. 利用終了後提出いただく成果物については、出版物・発行物や DVD、商品、ノベルティ、パッケージ等を制作した場合は現物を 2 部お送りください。また、上記以外の物については下記を 1 部提出ください
 - ① テレビ番組等での利用：記録用媒体に録画したもの
 - ② 講演会、セミナー、展示会、学会等での利用：使用状況のわかる資料、写真
 - ③ インターネット上での利用：当該ページのアドレスと画面キャプチャ画像
 - ④ 広告利用（社内広報物等を含む）：各種掲載媒体

画像の再利用について

1. 刊行物等への再録、再版、テレビ番組の再放送等については別途申請が必要です。その際は再利用であることをお申し出ください

著作権について

1. その他著作権処理が必要な場合については申請者がおこなうものとします

その他

1. その他この規約にない事柄については、協議の上決定するものとします